

|        |                   |
|--------|-------------------|
| 原議保存期間 | 5 年（令和12年3月31日まで） |
| 有効期間   | 一種（令和12年3月31日まで）  |

各管区警察局長・広域調整（総務監察・広域調整）部長  
 警視庁生活安全部長  
 警視庁刑事部長 殿  
 各道府県警察本部長  
 各方面本部長

警察庁丁生企発第470号  
 丁支発第81号  
 令和6年8月30日  
 警察庁生活安全局生活安全企画課長  
 警察庁刑事局捜査支援分析管理官

## 特別犯罪抑止部隊の運用上配慮すべき事項について（通達）

特別犯罪抑止部隊の編成及び運用については、「警察災害派遣隊の編成、運用等について（通達）」（令和6年8月29日付け警察庁丙備三発第26号ほか。以下「局長通達」という。）により通達されているが、その運用に当たり配慮すべき事項は、局長通達によるもののほか、下記のとおりであるので、遺漏のないようにされたい。

## 記

### 1 任務

被災地における犯罪抑止を目的とした災害用防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）の設置等を任務とする。

### 2 隊員の指定

局長通達第3の1（2）により指定することとする。

### 3 部隊編成

警察庁から派遣元警察に対し、派遣元警察を管轄する管区警察局を通じて（警視庁及び北海道警察にあっては警察庁から直接）、派遣期間、隊員の人数、車両台数等を示すことから、都道府県警察の長は、局長通達第3の2（2）により特別犯罪抑止部隊を編成すること。

部隊の編成に当たって階級の指定はないが、部隊の責任者を定め、被災地警察との調整に齟齬を生じないように編成し、部隊を派遣した場合に派遣元警察における警察諸活動に支障が生じないように特段の配慮をすること。

また、派遣元警察は、派遣する隊員について、別紙により派遣元警察を管轄する管区警察局（警視庁及び北海道警察にあっては警察庁）を通じて被災地警察に報告すること。

被災地警察は、

- ・ 部隊受け入れ要領
- ・ 服装、装備品
- ・ 宿泊先
- ・ 活動地域
- ・ 活動内容

等の部隊運用計画を定めて、管轄する管区警察局（警視庁及び北海道警察にあっては警察庁）を通じて、派遣元警察に通知すること。

#### 4 派遣期間

派遣期間はおおむね10日間をめどとする。

なお、被災地警察が遠隔地で移動に時間を要する場合や被災地の情勢等、被災地警察及び派遣元警察の事情により異なる期間となる場合がある。

#### 5 活動

##### (1) 情報の収集

特別犯罪抑止部隊は、被災地警察と連携し、防犯カメラの設置場所の選定に向けた犯罪の発生状況、避難所等の情報を収集すること。

##### (2) 設置場所の選定

特別犯罪抑止部隊は、被災地警察と連携し、避難所のほか、避難により住民の多くが不在となる地域の街頭、被災地域の目抜き通り、商店街等を中心に現地調査を実施して防犯カメラの設置場所を選定すること。

なお、設置場所の選定に当たっては、被災地における犯罪の発生状況、現場のニーズ、防犯上の効果等を考慮すること。

##### (3) 設置

特別犯罪抑止部隊は、被災地警察と連携して、上記(2)により選定した場所に防犯カメラを設置すること。

また、事業者が設置する場合においては、設置場所の指定や設置状況の確認等の必要な業務を行うこと。

なお、設置に当たっては、設置場所付近に防犯カメラが設置されている旨を示す表示板等を設置するとともに、道路上の信号機柱等に設置する場合においては、設置高さの基準に留意し、道路関係法令を遵守すること。

##### (4) 設置後の管理・運用

被災地警察は、特別犯罪抑止部隊と連携し、被災地警察において策定した管理・運用に関する規程等に基づき、防犯カメラの適切な管理・運用に努めること。

#### 6 派遣元警察が保有するカメラの取扱い

特別犯罪抑止部隊は、派遣元警察が保有するカメラを持参し、被災地に設置することも想定されることから、出動の要請があった場合には、警察庁からの指示により、持ち出し可能なカメラの台数を確認するなどして、出動に備えること。

また、派遣元警察が保有するカメラを特別犯罪抑止部隊が被災地に持参する場合においては、被災地警察及び派遣元警察は、公安委員会の援助要求に当該カメラを含めるとともに、物品管理に関する手続を適切に行うこと。

#### 7 活動上の留意事項

##### (1) プライバシーへの配慮

設置場所の選定及び設置に当たっては、設置場所周辺の住民等のプライバシーに配慮して行うこと。

##### (2) 施設管理者等への説明

防犯カメラを設置する施設等の管理者に対しては、設置の必要性、目的、

設置に伴う負担等について説明を行い、理解を得ること。

施設等の電力を使用して防犯カメラを運用する場合においては、施設管理者等に対して、電気料金の負担等について丁寧な説明を行い承諾を得ること。

(3) 自治体等との連携

設置場所を選定するためには、避難所等の場所、避難者数、道路の寸断や停電を始めとする生活インフラの被害状況等を把握する必要があることから、自治体、事業者等と緊密な連携を図ること。

(4) 防犯設備業界との連携

設置場所の選定及び設置に当たっては、必要に応じて、防犯設備に関する専門的な知識等を有する防犯設備業界と緊密な連携を図ること。

(5) 工具等の準備

防犯カメラの設置に必要な工具、脚立、各種テープ等については、可能な限り、派遣元警察において準備すること。

(6) 交通事故等の防止

入県、離県等、部隊移動の際における交通事故防止に努めること。

被災地の交通環境に応じ、車両を選定するとともに、スペアタイヤやスタッドレスタイヤ等必要な資機材も積載すること。

(7) 体調管理

屋外での作業となることから、季節や被災地の気候を踏まえ、暑熱対策、防寒対策等に必要な装備資機材を活用するなどして、体調管理に努めること。

(8) 倫理規程等の遵守

利害関係となる事業者と協同して活動を行う場合においては、職務に係る倫理規程等を遵守すること。

別紙

|           |  |
|-----------|--|
| 本部担当者     |  |
| 氏名        |  |
| 警電        |  |
| P-WANアドレス |  |

[illegible]